

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1) 基本的な考え方

当社グループは、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションを掲げ、このミッションの達成に資するか否かという考え方を、経営における意思決定の判断軸と位置づけております。

当社グループのミッションの達成には、株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、社会等の当社グループを取り巻く全てのステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、その信頼を得ることが不可欠であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであるとの認識のもと、当社グループの継続的な成長及び収益性の向上を図りつつ、透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

2) 基本方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。

ステークホルダーとの協働を実践するため、当社グループのミッション及びビジョンを定めるほか、代表取締役社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全従業員に対し直接説明を行う機会である「経営方針発表」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利や立場、企業論理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、ディスクロージャーポリシーに基づき、市場からの信頼と適切な評価を獲得するため、当社の経営方針や事業戦略、業績及び財務に関する情報を、公平に、正確に、迅速に、分かりやすく、かつ積極的に提供することを基本方針としております。法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報であっても、株主や投資家の理解の助けになると当社が判断した情報については積極的に開示することとしております。また、情報の開示に当たっては、非財務情報も含め、正確で平易化かつ具体的な記述を行い、利用者にとって有用性の高い記載となるよう努めています。

(4) 取締役会等の責務

当社は、代表取締役社長をはじめとする経営陣や取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、企業戦略等の大きな方向性を示し、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力及び資本効率等の改善を図ってまいります。

(5) 株主との対話

当社は、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たすため、常日頃から株主と積極的な対話をを行い、株主の意見や要望を適切に反映させ、株主とともに当社グループを成長させていくことが重要であると認識しております。このため当社では、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社グループの経営戦略や経営計画に対する理解を得るために、株主や投資家との対話の場を設けることとしております。更に、株主や投資家からの意見が適宜取締役会に報告され、当社の経営にフィードバックされる体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2018年6月に改正されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、2018年10月1日に以下を更新いたしました。

(追加)原則2-6、補充原則4-3、補充原則4-10

(更新)原則3-1()、補充原則4-1、原則4-8

また、現状の対応状況に基づき以下を削除いたしました。

(削除)原則5-2

[補充原則1-2 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載]

当社は、株主が株主総会の議案について十分検討できるよう、招集通知を株主総会開催日の3週間以上前に発送することとしております。2018年6月開催の定時株主総会招集通知は発送翌日に東京証券取引所のWebサイト及び当社ホームページにおいて開示しておりますが、次期定時株主総会以降、発送日以前に開示することを検討してまいります。

[補充原則1-2 株主総会関連の日程の適切な設定]

当社は、監査役及び会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間を確保するとともに、株主総会は株主との対話の場であるという考え方のもと、より多くの株主の参加が可能となるよう、株主総会関連の日程を適切に設定してまいります。

[原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮] (追加)

当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

なお、従業員の安定的な資産形成を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

[原則3-1.情報開示の充実] () (更新)

取締役候補者及び監査役候補者は、経営者としてふさわしい品格や知見、能力を兼ね備えているだけでなく、当社グループのカルチャーに共鳴する人物であるか等を総合的に判断したうえで、候補者として指名しております。特に社外取締役については、少数株主保護が適切に図られているか等、経営に対する監督及び意見を厳しい目で行えることを重要な要素と考えております。

なお、個々の選解任理由として、2018年6月開催の第3期定時株主総会招集通知において、各取締役候補者の指名に係る説明を実施いたしました。監査役候補者については、今後の定時株主総会招集通知において開示する予定です。

【補充原則4-1 中期経営計画のコミットメント】

当社は、当社グループの経営環境及び経営戦略を有価証券報告書等において開示しておりますが、現在、中期経営計画の公表は行っておりません。当社は中期経営計画が株主に対するコミットメントであることを十分に認識しており、今後、公表を検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者の後継者計画の監督】(更新)

当社は、現在、最高経営責任者等の後継者計画の策定を行っておりません。今後、後継者候補の育成計画の策定及び監督を検討してまいります。計画の策定にあたっては、十分な時間と資源をかけて後継者候補の育成が行われていくよう努めます。

【補充原則4-3 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】(追加)

当社は、現在、最高経営責任者がその機能を十分発揮していないと認められる場合における、解任手続き等を定めておりません。今後、指名委員会等の独立した諮問委員会の設置も含め、解任基準等の策定を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】(更新)

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場からの意見を踏まえた議論を可能にしております。今後、独立社外取締役を3分の1以上の体制とすることを検討してまいります。

【補充原則4-8 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

当社の独立社外取締役は1名のみであり、筆頭独立社外取締役を決定していませんが、各独立社外役員が適宜、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っております。また、各独立社外役員が適宜、自身が持つ豊富な経験と見識及び専門的な知識に基づく意見を述べる等して、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っております。また、各独立社外役員は、必要に応じて経営陣や監査役と話合いの機会を持ち、十分な連携を図っております。

【補充原則4-10 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】(追加)

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、現在、指名委員会や報酬委員会等の設置はございません。そのため、指名や報酬について取締役会で審議を行うに先立ち、独立社外取締役に対し、事前説明を実施し、また、独立社外取締役と経営陣幹部や取締役の新任候補者との事前の面談機会を確保する等して、独立社外取締役と十分な意見交換を実施しております。今後、指名委員会や報酬委員会等の独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、現在、取締役会全体の実効性について分析及び評価は行っておりませんが、今後、当該分析及び評価の実施並びに結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

=====

2018年6月に改正されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、2018年10月1日に以下を更新いたしました。

(削除)原則4-8

(追加)原則2-6

(更新)原則1-4、原則3-1()及び()

=====

【原則1-4 政策保有株式】(更新)

当社は、原則として政策保有株式としての上場株式を保有しない方針であり、現在も保有していません。政策保有が必要となる場合、政策保有株式にかかる議決権の行使に関しては、取締役会で議案の内容を精査し、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証したうえで合理的に判断し、適切に開示してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社の役員や主要株主との取引(関連当事者間の取引)において利益相反が生じる場合は、取締役会による審議及び決議を要することとしており、審議にあたっては、社外取締役や監査役から十分な意見を求めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】(追加)

当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当していません。

なお、従業員の安定的な資産形成を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】(更新)

()会社のめざすところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念(ミッション)は「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します。」、「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します。」であります。詳細は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

<http://www.premium-group.co.jp/philosophy/>

また、当社グループの経営戦略等は、有価証券報告書等において開示しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等は、役員報酬規程に定める決定基準に則り、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の範囲内で、取締役会での審議に基づき決定しております。監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会において決定しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

[経営陣幹部の選解任方針及び選解任方針]

執行役員は、当社グループの経営理念を十分に理解し、その役割、責務を果たすために十分な知識と経験を有することを前提とし、代表取締役社長による提案に基づき、取締役会が選任しております。また、執行役員は、執行役員として不正、不当あるいは背信を疑われる行為があったとき、当社の就業規則に定める解雇または諭旨解雇及び懲戒解雇基準に該当するとき、法令及び定款その他社内規程等に反する行為があったとき、事業上の都合により解任が必要と取締役会が判断したとき及びこの他執行役員としてふさわしくないと取締役会が判断したとき、取締役会の決議により解任することとしております。

[取締役及び監査役候補の指名にあたっての方針及び手続]

取締役は、当社グループの経営理念を十分に理解し、その役割、責務を果たすために十分な知識と経験を有すること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断したうえで、取締役会が取締役候補者を指名いたします。

監査役は、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、独立の立場から、中立的かつ客観的な視点により取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得たうえで取締役会が指名いたします。

いずれも社外取締役の意見を十分踏まえ、決定しております。

なお、取締役及び監査役は、会社法に定める欠格事由への抵触、暴力団等反社会的勢力に与する事が判明した場合等にその資格を失い、会社法に基づく解任手続を実施いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者は、経営者としてふさわしい品格や知見、能力を兼ね備えているだけでなく、当社グループのカルチャーに共鳴する人物であるか等を総合的に判断したうえで、候補者として指名しております。特に社外取締役については、少数株主保護が適切に図られているか等、経営に対する監督及び意見を厳しい目で行えることを重要な要素と考えております。

なお、個々の選解任理由として、2018年6月開催の第3期定時株主総会招集通知において、各取締役候補者の指名に係る説明を実施いたしました。監査役候補者については、今後の定時株主総会招集通知において開示する予定です。

[補充原則4 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示]

当社は、法令及び社内規程上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項等を除き、経営における責任体制の明確化及び意思決定の迅速化を目指して、当社グループの業務執行に関する決定を、当社グループの取締役、執行役員及び部長等から構成され、当社代表取締役社長代表執行役員が議長を務めるグループ執行役員会議等に委譲しております。意思決定や決裁権限に関する事項は職務権限規程において定めています。

[原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としながら、少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言及び問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

また、当社の独立社外取締役は、当社グループの事業と親和性の高い事業会社において、事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と知見を兼ね備えており、社外取締役として当社経営の重要な事項の決定に際し、適切な助言及び意見具申を行っております。

[補充原則4 - 11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方]

当社は、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、重要な意思決定と経営全般の監督に必要となる多様な観点、豊富な経験、高い見識及び専門性をもったメンバーで取締役会を構成いたします。

当社は、現在、当社グループにおける主力事業の経験者を中心に各分野に精通した取締役4名と、弁護士や企業経営等の経験者であり、客観性及び高い専門性を備えた視点に基づいた意見が期待できる社外取締役2名(うち女性取締役1名)により、取締役会を構成しております。なお、当社は、定款が定める10名を上限として、取締役会が取締役候補者を指名しております。

[補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況]

当社は、取締役及び監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役及び社外監査役に対し、定期的に兼任状況の確認を実施しております。なお、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、開示を行っております。

他の会社の役員を兼務している社外取締役及び社外監査役もありますが、その役割・責務を適切に果たすうえで支障はないものと考えております。

また、取締役(社外取締役)及び常勤監査役は、当社の関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制としております。

[補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価]

当社は、現在、取締役会全体の実効性について分析及び評価は行っておりませんが、今後、当該分析及び評価の実施並びに結果の概要の開示について検討してまいります。

[補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、新任の取締役(社外取締役を除く)候補を対象として、株主総会で選任される前に、新任役員を相性とした外部機関による研修の受講を義務付けております。また、社外取締役及び社外監査役を新たに迎える際は、当社グループが属する業界並びに当社グループの歴史、事業概要、財務、組織及び戦略等に関する研修を行い、当社グループへの理解を深めることとしております。この他、取締役及び監査役全員を対象として、年1回、株主総会後にそれぞれ外部機関を活用した研修を行い、取締役、監査役及びの知識及び能力の向上を図っております。

更に、当社グループの取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び執行役員候補者に対し、トップマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキルを習得することを目的とした研修を行っております。

なお、取締役、監査役及び執行役員に対しては、自己啓発等を目的として、外部セミナーへの参加、外部団体への加入等への参加を推奨するとともに、取締役、監査役及び執行役員の請求等により、社内規程等に基づき、当社においてその費用を負担しております。

[原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話には合理的な範囲で前向きに対応してまいります。

当社の株主との対話全般は、代表取締役社長が中心となり、面談を行う株主の所有株式数、規模等に応じ、代表取締役社長や取締役が対応しております。

また、当社は実効性あるIR活動を実施するため、担当執行役員が部長を務める広報IR部門において実務を行っております。株主との対話を補助すべく、広報IR部門と経営統括、コーポレート統括、総務、経理及び法務コンプライアンスの各部門が適宜連携する体制を整備しております。

株主との対話に関する取組としては、決算説明会や当社ホームページにおける情報開示の実践等のほか、株主が当社グループの現状等に関する理解を深められるよう積極的にIR活動を展開しております。具体的には、機関投資家やアナリストとの対話について、状況に応じて機関投資家向け個別ミーティングやアナリスト説明会等を開催し、代表取締役社長及び取締役が直接対話を実施しております。また、個人投資家との対話の

場として、証券会社等が主催する個人投資家向け会社説明会やオンラインセミナーに積極的に参加し、個人投資家の前で、代表取締役社長及び取締役が自らの言葉で当社グループの現状等について説明を行う機会を設けております。なお、個人投資家向けのIRイベントは、当社ホームページにおいてそのスケジュールを開示しております。

<http://ir.premium-group.co.jp/ja/calendar.html>

また、当社は、株主との対話を通じて把握できた意見等について、広報IR部門が取り纏め、必要に応じて取締役会に報告し、情報共有及び経営改善を図ることとしております。

この他、対話に際してのインサイダー情報の管理について、インサイダー取引防止規程に基づき、未公開情報の厳格な管理を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスター・トラスト・信託銀行株式会社(信託口)	457,900	7.55
高橋 新	300,100	4.95
株式会社リクルートホールディングス	300,000	4.95
株式会社SBI証券	293,343	4.84
野村信託銀行株式会社(投信口)	200,000	3.30
吉田 知広	183,500	3.02
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	179,442	2.96
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	178,800	2.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505213	168,100	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	154,000	2.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中川 二博	他の会社の出身者										
鈴木 明美	弁護士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中川 二博	同氏は株式会社リクルートホールディングスの執行役員及び同社子会社の役員を歴任しており、同社の100%子会社である株式会社リクルートマーケティングパートナーズ(同氏が過去に執行役員として在籍)は当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービスとの間で中古車修理保証制度「カーセンサーファー保証」の販売促進を図る目的で業務委託契約を締結しております。株式会社リクルートホールディングスと当社との取引額については、双方の収益及び費用に占める割合が小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当していません。	リクルートで経験した事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たすことが期待されるため、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものであります。
鈴木 明美	同氏は長島・大野・常松法律事務所パートナーを兼務しております。同事務所と当社との間で法律事務の委任に関する基本契約を締結しております。	弁護士としての職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たすことが期待されるため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社では、監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室の相互連携を強化し、定期的にミーティングを実施し必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を強化しております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役会と連動して毎月監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行っております。

内部監査室は、内部監査室長を含めた3名が、全国の拠点並びに当社連結子会社及び関連会社を対象とした内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
樋口 節夫	公認会計士												
森脇 敏和	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 節夫		同氏は樋口節夫公認会計士事務所所長及びソーシャルワイヤー株式会社社外監査役、株式会社フコク社外取締役等を兼務しております。いずれの会社も当社との間に特別な関係はございません。2011年7月1日から2017年3月31日まで、同氏と当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社との間に、会計処理業務及び決算業務に関する調査・指導を目的に業務提携契約を締結しておりましたが、取引条件は一般的な取引条件と同様に決定しており、その支払額も多額ではないことから、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はございません。	公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものです。
森脇 敏和		同氏は株式会社あおぞら銀行本店営業第六部長等を歴任しております。当社及び子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社は、株式会社あおぞら銀行ほかを契約の相手先として借入人契約を締結しておりますが、同氏は2005年9月に同社を退職しており、10年以上経過していることから、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はございません。	長年事業及び経営に携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしており、独立役員として指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、会社の利益が役職員の利益と一体となるよう、職務に精励する動機づけを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、役職員の当社グループの企業価値向上に対する士気を高めることを目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、役員報酬規程に定める決定基準に則り、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会での審議に基づいて決定しております。監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会において決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

当社は、社外取締役や社外監査役が社内との連絡及び調整を行う際、各担当取締役や常勤監査役又は役員秘書等を通じ、社内の各部門が社外取締役や社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役・取締役会)

当社の取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするために、任期を1年としております。

また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能を強化しております。当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月定時取締役会を開催するほか、必要に応じて随時取締役会を開催しております。法令、定款、取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。

(監査役会)

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、独立性、公正性、透明性を確保しております。監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役によるグループ執行役員会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて、会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等に準拠していることを監査しております。また、会計監査人と連携し、不適切な会計処理の予防監査にも努めています。なお、当社は監査役会の実効性を高めるため、社外監査役に公認会計士を1名選任しております。

(執行役員)

当社の執行役員は、定められた業務分掌に基づき、担当業務を執行しております。

(グループ執行役員会議・委員会)

当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、業務執行に関する重要な事項を協議、決議する機関としてグループ執行役員会議を設置し、取締役会決議事項の一部を委譲しております。グループ執行役員会議は、業務執行に関する重要な事項の議決機関であるとともに、代表取締役社長による重要な事項の決定にあたっての諮問機関としての位置づけ及び執行役員間の情報共有や協議の場としても有効に機能しております。グループ執行役員会議は、代表取締役社長が指定する者により構成されており、常勤監査役も出席して原則月1回開催しております。このほか、当社は、リスク事項の監視と対応体制整備を役割とするリスク管理委員会を設置しております。

(会計監査人)

当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任し、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査役は、会計監査人と定期及び隨時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会(6名、うち2名が社外取締役)において、社外の観点からの意見を受けることで、企業経営の透明性・客觀性が確保され、また豊富な経験と幅広い見識に基づく的確な助言を受けることで、適切な意思決定が可能となるものと考えております。

さらに上述のとおり、監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室の相互連携により実現される実効的な監査体制により、適法性及び妥当性のある適正な監査が確保されるものと考えております。

以上を理由として、当社では現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努め、2018年6月開催の第3期定時株主総会より開催日の3週間以上前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主との対話の場であるという考え方のもと、より多くの株主の参加が可能となるような株主総会会場の使用可否等を勘案し、株主総会の開催日を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月開催の第3期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使ができる環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	該当事項はございません。
招集通知(要約)の英文での提供	2018年6月開催の第3期定時株主総会より株主総会招集通知の一部を英訳し、当社ホームページに掲載しております。
その他	該当事項はございません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにおいて開示しております。 http://ir.premium-group.co.jp/ja/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家との対話の場として、証券会社等が主催する個人投資家向け会社説明会やオンラインセミナーに積極的に参加し、個人投資家の前で、代表取締役社長及び取締役が自らの言葉で当社グループの現状等について説明を行う機会を設けております。なお、個人投資家向けのIRイベントは、当社ホームページにおいてそのスケジュールを開示しております。 http://ir.premium-group.co.jp/ja/calendar.html	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期及び通期決算時に決算説明会を開催することとし、代表取締役社長から直接、決算概要及び経営戦略等を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、開催する予定はございませんが、海外投資家比率等を勘案し実施を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社グループの現状等に関する理解を深めていただくべく、適時開示情報、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料、株主総会情報等を掲載しております。 http://ir.premium-group.co.jp/ja/library.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、実効性あるIR活動を実施するため、担当執行役員が部長を務める広報IR部門において実務を行っております。また、株主との対話を補助すべく、広報IR部門と経営統括、コーポレート統括、総務、経理及び法務コンプライアンスの各部門が適宜連携する体制を整備しております。	
その他	該当事項はございません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。ステークホルダーとの協働を実践するため、当社グループのミッション及びビジョンを定めるほか、代表取締役社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全従業員に対し直接説明を行う機会である「経営方針発表」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利や立場、企業論理を尊重する企業風土の醸成に努めております。 なお、ミッション及びバリューは当社ホームページにおいて開示しております。 http://www.premium-group.co.jp/philosophy/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境問題への取組みを、人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であると認識し、「持続可能な発展」に向け、自主的、積極的に活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	当社は、ディスクロージャーポリシーに基づき、市場からの信頼と適切な評価を獲得するため、当社の経営方針や事業戦略、業績及び財務に関わる情報を、公平に、正確に、迅速に、分かりやすく、かつ積極的に提供することを基本方針としております。法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報であっても、株主や投資家の理解の助けになると当社が判断した情報については積極的に開示することとしております。また、情報の開示に当たっては、非財務情報も含め、正確で平易かつ具体的な記述を行い、利用者にとって有用性の高い記載となるよう努めています。
その他	当社は、個々の役職員の持つ多様性を認め、個性を活かし、個々の能力を発揮できるような会社とすることで、会社の持続的成長や発展を目指すことを、ダイバーシティ推進の方針としております。当社グループは、子育てと仕事の両立につながる育児支援及び福利厚生の充実等に努めるほか、2016年11月には女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、当社ホームページにおいて開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムに関する基本の方針を以下のとおり定め、かかる体制の下で当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」といいます。)の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図ります。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a.当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヵ月に1回定時取締役会を実施し、必要に応じて随時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- b.取締役会の決議により定めたコンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の課題・問題把握に努め、当社のコンプライアンス体制を推進します。また、コンプライアンス担当役員は、当社の行動基準等の周知徹底、コンプライアンスへの意識・関心の向上及び正しい知識の付与並びに取締役及び使用人の倫理意識を高めることを目的に、社内においてコンプライアンス研修を実施します。
- c.内部監査部門は、取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- d.監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。
- e.当社は、取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用します。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a.取締役の職務の執行に係わる情報を、文書又は電磁的記録(以下、「文書等」といいます。)に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
- b.前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理委員会を設置し、リスクの軽減及び損失の危険発生の未然防止等に積極的に取り組むものとします。
- b.前項のリスクが顕在化した場合には、危機対応統括部門が直ちに危機対応方針を定め、事実関係の調査、危機への対処、再発防止策の策定及び実施を行います。また、特に重大なリスクが顕在化した場面においては、代表取締役が対策委員会の設置を行うなど、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a.取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的且つ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
- b.適切且つ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
- c.原則として1ヵ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。
- d.取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘します。
- e.中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会にてその進捗、実績報告を行います。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a.当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当該規程に基づいて子会社の経営管理全般を所管する部門を設置し、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行い、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に係る指導及び支援を行います。
- b.当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の事業運営、リスク管理、コンプライアンス等の経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行うものとし、業務の適切性及び効率性を確保する体制を構築します。
- c.当社の内部監査部門は、子会社を含む当社グループ全体の業務の適正性について監査を行い、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- d.当社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、往査を含めた子会社の監査を行います。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a.監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用者を選任します。
- b.監査役の職務を補助すべき使用者の任命・異動・評価等については、監査役が同意権をもつものとし、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
- c.監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用者は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。

7.当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a.当社の取締役及び使用者は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役又は使用者が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に關わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用者に対して報告を求めるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。
- b.監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用者にその説明を求めるものとします。
- c.重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとします。
- d.当社の子会社の取締役、監査役及び使用者は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他当社の子会社の取締役、監査役又は使用者が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に關わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の子会社の取締役、監査役及び使用者に対して報告を求めるものとします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。

- 8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席します。
 - b.監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。
 - c.監査役は、原則として1ヵ月に1回開催する定時監査役会に出席するほか、必要に応じて隨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
 - d.監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門のほか、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
 - e.監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請し、監査が効率的に行われる体制を構築します。
 - f.監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、当社はこれに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会的勢力との不適切な関係は一切ございません。
また、「反社会的勢力排除についての基本方針」を定め、以下のとおり宣言しております。

イ. 反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

ロ. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、経営陣以下組織全体で対応します。

ハ. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

二. 反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然として対応し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化も躊躇しません。
ホ. どのようなときも裏取引を行いません。また反社会的勢力への資金提供は絶対にしません。

ヘ. 反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力との雇用関係その他一切の労働契約を締結しません。

ト. 反社会的勢力に関する情報を、関係機関と協力するなどして収集し、適切に活用して反社会的勢力を排除します。

このほか、排除体制として、「反社会的勢力排除に係る規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」等の各種規程類を制定のうえ、コーポレート統括部門を主管部門として、対応体制の整備、業務対応及び教育研修を行っております。なお、役職員に対する教育研修につきましては、新入社員及び中途社員の入社時研修や、新たに部門長となった従業員を対象に実施される新任管理者研修において実施されるコンプライアンス研修及び年1回開催する全従業員を対象としたコンプライアンステストの機会を利用して実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

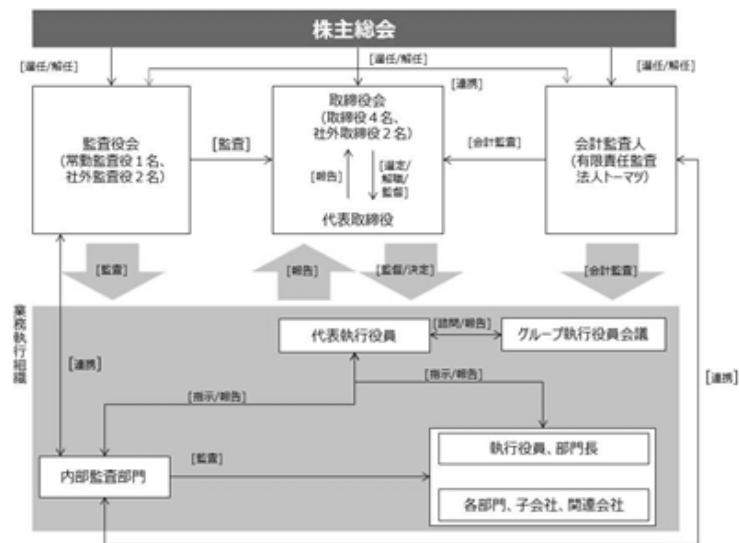
該当項目に関する補足説明 更新

当社は、株主の負託に応え受託者責任を全うするためには、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が重要な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は、現在、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



